

令和 8 年 度

中 央 区 各 会 計 予 算
中 央 区 各 会 計 予 算 説 明 書

令 和 8 年 2 月

中 央 区

目 次

[令和8年度中央区各会計予算]

	頁
議案第1号 令和8年度中央区一般会計予算……………	3
議案第2号 令和8年度中央区国民健康保険事業会計予算……………	15
議案第3号 令和8年度中央区介護保険事業会計予算……………	23
議案第4号 令和8年度中央区後期高齢者医療会計予算……………	31

[令和8年度中央区各会計予算説明書]

令和8年度中央区一般会計予算説明書……………	39
歳入予算……………	48
歳出予算……………	126
令和8年度中央区国民健康保険事業会計予算説明書……………	269
歳入予算……………	274
歳出予算……………	287
令和8年度中央区介護保険事業会計予算説明書……………	327
歳入予算……………	332
歳出予算……………	347
令和8年度中央区後期高齢者医療会計予算説明書……………	391
歳入予算……………	396
歳出予算……………	404

令和 8 年度
中央区一般会計予算

目 次

	頁
予 算 総 則……………	7
第 1 表 歳入歳出予算……………	8
歳 入……………	8
歳 出……………	10
第 2 表 繰越明許費……………	12
第 3 表 債務負担行為……………	13
第 4 表 特別区債……………	14

令和 8 年度中央区一般会計予算

予 算 総 則

令和 8 年度中央区の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 198,649,755千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表 債務負担行為」による。

(特別区債)

第 4 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる特別区債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表 特別区債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 6 条 歳出予算の各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用は、地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により、これを行うことができるものと定める。

令和 8 年 2 月 24 日 提出

中 央 区 長 山 本 泰 人

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		
科	目	金 額
款	項	
1 特 別 区 税		45,977,314 ^{千円}
	1 特 別 区 民 税	43,005,143
	2 軽 自 動 車 税	54,694
	3 特 別 区 た ば こ 税	2,894,854
	4 入 湯 税	22,623
2 地 方 譲 与 税		395,000
	1 自 動 車 重 量 譲 与 税	296,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	73,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	26,000
3 利 子 割 交 付 金		590,000
	1 利 子 割 交 付 金	590,000
4 配 当 割 交 付 金		1,004,000
	1 配 当 割 交 付 金	1,004,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		2,036,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	2,036,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金		12,476,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	12,476,000
7 自 動 車 取 得 税 交 付 金		1
	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1
8 環 境 性 能 割 交 付 金		1
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	1
9 地 方 特 例 交 付 金		201,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	201,000
10 特 別 区 交 付 金		24,000,000
	1 特 別 区 財 政 交 付 金	24,000,000
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		24,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	24,000
12 分 担 金 及 び 負 担 金		220,730
	1 負 担 金	220,730

科 目		金 額
款	項	
13 使用料及び手数料		10,747,484 ^{千円}
	1 使用料	9,842,114
	2 手数料	905,370
14 国庫支出金		36,554,100
	1 国庫負担金	12,143,650
	2 国庫補助金	24,404,412
	3 国庫委託金	6,038
15 都支出金		15,851,955
	1 都負担金	3,679,993
	2 都補助金	11,442,564
	3 都委託金	729,398
16 財産収入		4,824,478
	1 財産運用収入	1,461,015
	2 財産売却収入	3,363,463
17 寄附金		231,268
	1 寄附金	231,268
18 繰入金		18,397,101
	1 他会計繰入金	57,001
	2 基金繰入金	18,340,100
19 繰越金		1,041,708
	1 繰越金	1,041,708
20 諸収入		22,327,615
	1 延滞金及び加算金	25,849
	2 特別区預金利子	31,663
	3 貸付金収入	9,947
	4 受託事業収入	470,903
	5 収益事業収入	600,000
	6 雑収入	21,189,253
21 特別区債		1,750,000
	1 特別区債	1,750,000
歳 入	合 計	198,649,755

歳 出		
科	目	金 額
款	項	
1 議 会 費		千円 645,440
	1 議 会 費	645,440
2 企 画 費		5,539,760
	1 企 画 費	5,539,760
3 総 務 費		8,507,120
	1 総 務 管 理 費	7,063,693
	2 税 務 費	690,340
	3 防 災 危 機 管 理 費	695,223
	4 選 挙 費	47,008
	5 監 査 費	10,856
4 区 民 費		16,588,597
	1 区 民 生 活 費	2,814,178
	2 地 域 産 業 費	7,084,788
	3 文 化 ス ポ ー ツ 費	6,689,631
5 福 祉 保 健 費		55,905,400
	1 社 会 福 祉 費	19,560,741
	2 児 童 福 祉 費	30,670,608
	3 保 健 費	5,674,051
6 環 境 土 木 費		13,169,209
	1 環 境 費	6,652,309
	2 土 木 費	6,516,900
7 都 市 整 備 費		38,789,085
	1 都 市 整 備 費	38,789,085
8 教 育 費		24,529,820
	1 教 育 総 務 費	2,436,260
	2 学 校 教 育 費	20,633,786
	3 図 書 文 化 財 費	1,459,774

科 目		金 額
款	項	
9 公 債 費		1,989,057 ^{千円}
	1 公 債 費	1,989,057
10 諸 支 出 金		32,836,267
	1 他 会 計 繰 出 金	5,023,052
	2 財 政 積 立 金	27,813,215
11 予 備 費		150,000
	1 予 備 費	150,000
歳 出	合 計	198,649,755

第 2 表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
3 総務費	1 総務管理費	本庁舎の改修	59,700 ^{千円}
4 区民費	3 文化スポーツ費	総合スポーツセンターの改修	1,309,900
6 環境土木費	2 土木費	公園・児童遊園の改修	167,400
		千代田公園の再整備	440
		街路樹・街路灯の整備	18,419
		緑道の整備	141,100
		公衆便所の整備	123,093
		千代田公園内公衆便所の再整備	1,001
		道路の改修	32,793
		人にやさしい歩行環境の整備	93,103
		朝潮運河沿い歩行者等ネットワークの整備	461,352
		橋梁長寿命化修繕工事	63,619
		電線共同溝の整備	85,658
8 教育費	2 学校教育費	日本橋中学校の改築	245,146
合 計			2,802,724

第 3 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
公衆浴場施設改善等資金融資の利子補給	令和9年度～令和20年度	千円 9,617
セレモニーホール・勝どきコミュニティルームの改修	令和9年度	97,999
商工業融資の利子補給	令和9年度～令和18年度	660,921
日本橋一丁目中地区における公共公益施設の整備	令和9年度	28,193
八丁堀分庁舎等複合施設の改修	令和9年度	940,743
介護老人保健施設「リハポート明石」等複合施設の維持管理	令和9年度	115,665
出産支援事業のタクシー利用券贈呈	令和9年度	25,085
子ども家庭支援センター勝どき分室等複合施設の改修	令和9年度	71,373
中央区保健所等複合施設の改修	令和9年度	107,190
中央区保健所等複合施設予備電源の整備	令和9年度	132,089
月島保育園・月島保健センターの改修	令和9年度	144,840
中央清掃事務所の改修	令和9年度～令和10年度	800,381
中央清掃事務所及び環境土木部八丁堀詰所の仮設整備	令和9年度～令和11年度	312,433
あやめ第二公園の改修	令和9年度	251,309
桜川公園（外構）の改修	令和9年度	27,000
浜町川緑道の整備	令和9年度	220,475
朝潮運河沿い歩行者等ネットワークの整備	令和9年度	248,430
中央小学校及び中央幼稚園の改修	令和9年度	93,630
明正小学校等複合施設の改修	令和9年度	111,291
晴海西小学校第二校舎の整備	令和9年度～令和10年度	15,795,308
日本橋中学校の改築及び千代田公園・千代田公園内公衆便所の再整備	令和9年度～令和12年度	2,478,143
晴海中学校新校舎の整備	令和9年度～令和10年度	635,817
通園バスの運行	令和9年度～令和10年度	8,919

第 4 表 特 別 区 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法
教 育 施 設 整 備	千円 1,750,000	<p>証券の発行又は普通貸借の方法で政府その他より起債する。</p> <p>証券発行の場合における発行価格は、額面 100 円につき98円以上とする。</p> <p>利 率</p> <p>年 5.0 %以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）</p> <p>償還の方法</p> <p>起債のときから据置期間を含め、30年以内に元利均等、元金均等又は満期一括償還の方法により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、償還年限を短縮し繰上償還をすることがある。</p> <p>その他</p>
合 計	1,750,000	<p>金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。</p>

令和 8 年度
中央区国民健康保険事業会計予算

目 次

	頁
予 算 総 則.....	19
第 1 表 歳入歳出予算	20
歳 入.....	20
歳 出.....	21

令和8年度中央区国民健康保険事業会計予算

予 算 総 則

令和8年度中央区の国民健康保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 14,231,502千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 歳出予算の各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用は、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、これを行うことができるものと定める。

令和8年2月24日提出

中央区長 山本 泰人

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		金 額
科 目	項	
款	項	金 額
1 国民健康保険料		千円 4,724,305
	1 国民健康保険料	4,724,305
2 一部負担金		2
	1 一部負担金	2
3 使用料及び手数料		60
	1 手 数 料	60
4 国庫支出金		60
	1 国庫補助金	60
5 都 支 出 金		7,767,657
	1 都 補 助 金	7,767,657
6 繰 入 金		1,635,425
	1 他会計繰入金	1,635,425
7 繰 越 金		87,863
	1 繰 越 金	87,863
8 諸 収 入		16,130
	1 延滞金加算金及び過料	7,809
	2 預 金 利 子	1,207
	3 雑 入	7,114
歳 入	合 計	14,231,502

歳 出		
科 目		金 額
款	項	
1 総 務 費		千円 401,700
	1 総 務 管 理 費	271,743
	2 徴 収 費	129,957
2 保 険 給 付 費		7,768,288
	1 療 養 諸 費	6,749,127
	2 高 額 療 養 費	928,909
	3 出 産 育 児 一 時 金	73,031
	4 葬 祭 費	7,700
	5 結核・精神医療給付金	9,421
	6 傷 病 手 当 金	100
3 国民健康保険事業費納付金		5,818,152
	1 医療給付費分納付金	3,738,263
	2 後期高齢者支援金等分納付金	1,386,692
	3 介護納付金分納付金	574,800
	4 子ども・子育て支援納付金分納付金	118,397
4 保 健 事 業 費		120,151
	1 特定健康診査等事業費	104,628
	2 保 健 事 業 費	15,523
5 公 債 費		1
	1 公 債 費	1
6 諸 支 出 金		88,210
	1 償還金及び還付金	88,210
7 予 備 費		35,000
	1 予 備 費	35,000
歳 出 合 計		14,231,502

令和 8 年度
中央区介護保険事業会計予算

目 次

	頁
予 算 総 則.....	27
第 1 表 歳入歳出予算.....	28
歳 入.....	28
歳 出.....	29

令和8年度中央区介護保険事業会計予算

予 算 総 則

令和8年度中央区の介護保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 10,301,999千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 歳出予算の各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用は、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、これを行うことができるものと定める。

令和8年2月24日提出

中央区長 山本 泰人

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		金 額
科 目	項	
1 介 護 保 険 料		2,538,633 <small>千円</small>
	1 介 護 保 険 料	2,538,633
2 使 用 料 及 び 手 数 料		7
	1 手 数 料	7
3 国 庫 支 出 金		1,817,481
	1 国 庫 負 担 金	1,732,899
	2 国 庫 補 助 金	84,582
4 支 払 基 金 交 付 金		2,625,491
	1 支 払 基 金 交 付 金	2,625,491
5 都 支 出 金		1,400,900
	1 都 負 担 金	1,366,399
	2 都 補 助 金	34,501
6 財 産 収 入		3,515
	1 財 産 運 用 収 入	3,515
7 繰 入 金		1,909,541
	1 他 会 計 繰 入 金	1,767,367
	2 基 金 繰 入 金	142,174
8 繰 越 金		5,000
	1 繰 越 金	5,000
9 諸 収 入		1,431
	1 延滞金加算金及び過料	113
	2 預 金 利 子	1,083
	3 雑 入	235
歳 入 合 計		10,301,999

歳 出		
科	目	金 額
款	項	
1 総 務 費		千円 421,477
	1 総 務 管 理 費	376,860
	2 徴 収 費	44,617
2 保 険 給 付 費		9,536,291
	1 介 護 サービス等諸費	9,201,671
	2 高 額 介 護 サービス等費	334,620
3 地 域 支 援 事 業 費		243,704
	1 介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 総 合 事 業 費	183,918
	2 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	59,786
4 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金		1
	1 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1
5 基 金 積 立 金		3,515
	1 基 金 積 立 金	3,515
6 公 債 費		1
	1 公 債 費	1
7 諸 支 出 金		62,010
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	5,010
	2 他 会 計 繰 出 金	57,000
8 予 備 費		35,000
	1 予 備 費	35,000
歳 出	合 計	10,301,999

令和 8 年度
中央区後期高齢者医療会計予算

目 次

	頁
予 算 総 則.....	35
第 1 表 歳入歳出予算	36
歳 入.....	36
歳 出.....	37

令和8年度中央区後期高齢者医療会計予算

予 算 総 則

令和8年度中央区の後期高齢者医療会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,294,197千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 歳出予算の各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により、これを行うことができるものと定める。

令和8年2月24日提出

中央区長 山本 泰人

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		金 額
科 目	項	
款	項	金 額
1	後期高齢者医療保険料	2,576,413
	1 後期高齢者医療保険料	2,576,413
2	使用料及び手数料	5
	1 手 数 料	5
3	繰 入 金	1,626,441
	1 他 会 計 繰 入 金	1,626,441
4	繰 越 金	3,325
	1 繰 越 金	3,325
5	諸 収 入	88,013
	1 延滞金及び過料	474
	2 償還金及び還付金	11
	3 預 金 利 子	380
	4 受託事業収入	71,534
	5 雑 入	15,614
歳 入 合 計		4,294,197

歳 出		
科 目		金 額
款	項	
1 総 務 費		84,982 ^{千円}
	1 総 務 管 理 費	71,915
	2 徴 収 費	13,067
2 広 域 連 合 納 付 金		4,048,220
	1 広 域 連 合 納 付 金	4,048,220
3 保 健 事 業 費		147,658
	1 保 健 事 業 費	94,458
	2 葬 祭 費	53,200
4 諸 支 出 金		3,337
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	3,336
	2 他 会 計 繰 出 金	1
5 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		4,294,197

